

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	提案主体分類コード p 個人	
提案の公開の可否	公開	※「非公開部分有り」の場合は、下記に理由を具体的に記入。

要望事項(事項名)	介護保険外事業への補助	制度の所管・関係省庁
根拠法令等		プロジェクト名
提案分野	3. 保健福祉分野	地域でいまこを生き合う

求める措置の具体的内容
<p>介護保険制度が実施されて23年。改定に改定を重ね定着しつつある一方、様々な問題も出てきた。今治市においても、団塊の世代が75歳以上になる2025年には高齢化率が35.3%に達する見込みである。在宅へ・地域共生への流れの中で、住み慣れた地域でお年寄り、障がい者、子どもたちが生きがいを持って暮らせる場をめざし、事業所を開所して5年。特にコロナ騒動ではデイサービス休止、家族が県外から帰省、家族が県外に外出などのときの駆け込み寺的存在となっている。専門知識を持つスタッフの人件費が必要である。</p>

具体的事業の実施内容・提案理由
<p>1997年に公布された介護保険法第一条では、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする」とある。しかし介護保険事業所だけでは利用者一人ひとりに寄り添う介護ができていないのが実情である。当事業所では毎日利用者約10人と常時スタッフ3人が当事業所を生活の場としてともに過ごしている。利用者のほとんどが加齢や障がいによって何らかの支援が必要で、スタッフは専門的な知識を持ち、ボランティアではなく職員として働いている。しかし支援する側・される側に分かれるのではなく、一緒にご飯やおやつを作って食べてトイレに行ってお風呂に入るという生活が自然にリハビリとなっている。その全てが介護保険外で利用者の自費で行う事業であり、利用者の手作りの品や居眠り品でフリーマーケットを開いたり賛助会員を募って収入を得ても赤字が続いている。介護保険外事業でも介護保険制度実施以前に自治体によっては行われていた毎月一定の公的な補助があれば、当事業所のようなつどいの場が多く地域に増え、最期まで住み慣れた地域でいまこを生き合うことができるようになる。</p>

提案が実現した場合に、補助制度「えひめの未来チャレンジ支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)

回答素案
<p>※提案対象外(新たな財政支援制度の創設が必要なもの) 御案内のとおり、本提案制度では、新たな財政支援制度の創設が必要となるものは、原則対象外とさせていただきます。県として、御提案にある、毎月一定の公的補助の実施は出来ませんが、貴団体が現在取り組まれている事業の内容が、高齢者の持続的な居場所の提供や地域交流につながるものなどであれば、「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業の対象となり得ますので、活用を御検討いただければと思います。 ○「三浦保」愛基金 https://miura-aikikin.jp/</p>

対応区分	D(その他)
------	--------